

答 申 情 第 1 9 6 号
令 和 7 年 5 月 2 6 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年7月3日付け都景開第17号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

既存盛土等分布調査に係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第302号）

(別紙)

1 審議会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、許可・届出の番号欄のうちの許可・届出の番号及び一部の空欄箇所、造成年代欄のうちの、2011年以前の調査結果に係る造成年代については公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和6年5月14日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「令和5年5月19日付 契約番号150 盛土規制法に係る基礎調査業務（既存盛土抽出）における下記2点 1. 令和6年3月 委託先（株）復建技術コンサルタントより納品された成果物一式、2. 令和5年6月から令和6年3月までに京都市から委託先に提供した文書と、その提供の決裁文書一式」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「盛土規制法に係る基礎調査業務（既存盛土抽出）の委託成果品」（以下「本件公文書1」という。）及び「【様式1】一覧表（0京都市まとめ）修正」（以下「本件公文書2」という。）（以下まとめて「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）及び不存在による非公開決定処分をし、令和6年5月29日付けで、その旨及びその理由をそれぞれ次のとおり審査請求人に通知した。

※ 不存在による非公開決定処分については、本件審査請求の争点とされていないため、記載を省略する。

（一部公開決定）

条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当

許可・届出の番号及び造成年代については、許認可等の状況に関する情報であり、特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ又は、土地所有法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、本市の許認可等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。

※ 上記以外の非公開理由については、本件審査請求の争点とされていないため、記載を省略する。

(3) 審査請求人は、令和6年6月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2

条の規定により、本件処分において非公開とした部分（「許可・届出の番号」及び「造成年代」欄）の公開を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

処分庁は、盛土等に伴う災害防止を目的として、客観的なリスク把握に基づく適正な制度運用を行うことができるよう、定期的に基礎調査を実施している。本件公文書は、地形データや衛星データ等を用いた既存盛土等分布調査（既存盛土を抽出するための基礎調査）を委託業者において実施した記録及び納品成果物である。

(2) 条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当することについて

本件公文書のうち、「許可・届出の番号」欄及び「造成年代」欄の記載内容の一部には、当該土地を所有している個人や法人等に対して、宅地造成に係る行政指導（以下「指導」という。）を行った旨の情報や指導するにあたって推測される造成年代が含まれている。

所有者である個人や法人等に対して、指導を行うことは、相手方との信頼関係のもと、任意の協力を前提とする行為である。

所有者が個人である場合にあっては、特定の個人を識別することはできないが、指導を行った旨が公になることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、所有者が法人等である場合にあっては、当該法人等の名誉や社会的評価が損なわれることや風評等の被害により、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

さらに、個人や法人等に対して指導を行った旨を公にすることにより、相手方の態度を硬化させてしまい、指導の継続が困難となることから本市の許認可等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、「許可・届出の番号」欄及び「造成年代」欄の指導を行っていない部分のみを開示とした場合、個人や法人等に対して、指導を行っている箇所が容易に類推され、特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するお

それ又は、土地所有者法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、本市の許認可等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、「許可・届出の番号」欄及び「造成年代」欄はすべて非公開としている。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 不開示理由の濫用

京都市指令都景開第11号で得たリストと、令和6年1月16日に受注先に貸与されたリストでは少なくとも1件が、3件に分割され、さらに盛土タイプが誤記（改ざん疑い）されている。

具体的には、盛土の分類が「谷埋盛土」から「平地盛土」に変更されている。

そして令和6年1月19日の発注者と受注者協議で「発注者が提供したリスト通りに更新する」旨指示がある。業務フローではリストは第2回協議の令和5年9月25日前に貸与された筈である。当該造成地は、京都市北区〇〇▲番地、■番地の3件の既存盛土抽出地である。

当該場所は正しくは「谷埋盛土」タイプの合計約1万平方メートルの溪流上流の造成地と扱うべきことを担当課の課長、係長、担当者様も既に確認済みである。（5月29日、5月30日現在）

現在、調査報告書では「平地盛土」タイプの平坦地で周辺に危険性はないと扱われている。当該造成地の溪流下流に約45年前から地元水道組合で運営の水道の取水源がある。この取水源が少なくとも令和3年以降から異変汚濁されている。さらにこの溪流は土砂災害防止法に基づく砂防基礎調査で京都府告示第48号（平成30年1月26日付 区域番号あ995）で警戒溪流指定されている。この溪流途中の土砂溜まり分と共に最大（府調査で）合計10万9千590立平の土砂災害となる内容である。当該造成地の土砂が、既存土砂溜まりに流入すると土砂災害を誘発する恐れがある。

なお、令和4年8月31日に京都府林務事務所様が組合取水源から当該造成地まで溪流を現地調査し、当該造成地北側から溪流方向へ土砂流出している事が警告されている。しかし、同一開発業者が同地の追加造成工事を計画し、住民説明会が6月10日に催されている。このため、担当課が6月6日から運用予定の盛土規制法を運用される上で既存盛土各地を正確に把握されているか確認するために同リストの全面公開は不可欠である。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書1は、盛土規制法に係る基礎調査を実施した委託業者が処分庁に納品した成果物であり、既存盛土の抽出方法が記載された概要版や既存盛土一覧表等で構成されている。

本件公文書2は、本件公文書1の納品よりも前に処分庁が同委託業者に提供した既存盛土の一覧表である。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、本件処分において非公開とされている部分のうち、許可・届出の番号及び造成年代の公開を求めていることから、当審議会においては、当該非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、許可・届出の番号欄及び造成年代欄の一部に、宅地造成に係る行政指導を行った情報や指導するにあたって推測される造成年代が記載されていることから、土地所有者が個人である場合は条例第7条第1号、土地所有者が法人等である場合は同条第3号、また、土地所有者が個人又は法人等のいずれであっても行政指導を行った旨を公にすることで、土地所有者である指導対象者の態度を硬化させてしまい指導の継続が困難となることから、同条第6号にも該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件公文書2は、処分庁に納品された成果物の一部を構成するものであるから一部を非公開とする合理的な理由はなく、処分庁が令和6年6月6日から盛土規制法を運用するうえで、既存盛土各地を正確に把握しているかを確認するため、許可・届出の番号及び造成年代の公開は公益上必要であると主張する。

(4) 条例第7条第1号、第3号又は第6号該当性について

ア 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

条例第7条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることを定めたものである。

イ 当審議会において、本件公文書1の10ページの一覧表（以下「一覧表1」という。）と62ページから70ページまでの一覧表（以下「一覧表2」という。）の対応関係を処分庁に確認したところ、一覧表1は、2012年以降に京都市が確知した既存盛土をまとめたものであり、一覧表2は、一覧表1に記載された2012年以降に京都市が確知した既存盛土に加えて、2011年以前に造成された盛土及び2012年以降に京都市が確知していなかった既存盛土を取りまとめたものであるとのことであった。

当審議会において、一覧表1及び一覧表2を見分したところ、一覧表1に記載された盛土の情報はすべて一覧表2に記載されており、重複して記載している盛土の情報が齟齬がないことが認められた。

さらに、一覧表1と本件公文書2を見分したところ、「SHPデータの有無」欄以外は同じ情報が記載されていることが認められた。

ウ まず、許可・届出の番号欄について、一覧表1、一覧表2及び本件公文書2を見分したところ、一部の欄に指導歴を含む当該盛土特有の特記事項が記載されていることが認められた。

本件公文書においては、既存盛土の所在地が公開されていることから、許可・届出の番号欄の特記事項を公にしまうと、当該盛土の特有事情や当該土地所有者の対応状況等が明らかにされてしまい、今後当該土地所有者の協力が得られなくなることが懸念される。

特に、行政指導の過程において、行政指導を受ける者が率直な意見を述べるためには、その前提として、指導歴が公にされないことが担保されていることが必要であることは十分に理解できる。これらの指導が行政指導である以上、指導対象者に対する強制力があるわけではなく、率直なやりとりができなければ、指導が停滞することもあり得るからである。そうすると、本件の指導歴を公にすれば、処分庁による開発行為の指導に支障が生じるおそれが認められる。

エ また、一覧表 1、一覧表 2 及び本件公文書 2 を見分したところ、許可・届出の番号欄のうち何も記載がない空欄箇所が一部あることが認められた。この点について処分庁に確認したところ、これらの空欄箇所は過去の別業務の調査において抽出したデータであり、許可・届出の番号の情報を処分庁で持ち合わせていないため、空欄になっているものであり、無許可や無届を意味するものではないとのことであった。

加えて、当審議会において、許可・届出の番号について調査したところ、許可又は届出を規定する法令によって異なるものの、許可・届出の番号は開発行為の許可標識等に掲出すべきものであることが認められた。

オ 上記エを踏まえると、許可・届出の番号は、開発行為の標識等に掲出することが求められているため、非公開にする性質の情報ではないと考えられる。したがって、所有者個人の権利利益を害するおそれや所有法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、本市の許認可等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものでもないことから、条例第 7 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号のいずれにも該当しないため、公開すべきであると判断する。

一部の空欄箇所についても、過去の別業務の調査結果のため許可・届出の番号の情報を処分庁で持ち合わせていないといった理由のみで空欄としている部分については、非公開にすべき理由はないため、公開すべきであると判断する。また、別業務の調査結果で空欄にしている許可・届出の番号欄以外に空欄となっている箇所について、一覧表 1 と対応している一覧表 2 の空欄は公開すべきであると判断する。

なお、本件公文書 1 の 11 ページにも許可・届出の番号の記載がある。当該ページは、盛土箇所図のサンプルといった文書の性質及び上記と同様の理由により、条例第 7 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号のいずれにも該当しないため、これらも公開すべきであると判断する。

カ 次に、造成年代について、当審議会において、一覧表 1、一覧表 2 及び本件公文書 2 を見分したところ、造成年代欄に指導の有無が推認され得る不明確な趣旨の記載が含まれていることが認められた。

このような記載を含む造成年代欄を公開した場合、上記ウと同様、特定の所在地の土地所有者が指導を受けたことが容易に推測されてしまい、今後指導を受ける土地所有者の協力が得られなくなることが懸念されるため、条例第 7 条第 6 号該当性が認められる。

キ 一方で、当審議会において、一覧表 2 を見分したところ、番号 1 から番号 185 の造成年代が「〇〇年以降」「〇〇年以前」といった一定の記載となっていた。処分

庁に確認したところ、一覧表2の番号1から番号185は2011年以前の別業務で抽出した盛土のデータであり、処分庁が造成年代の情報を持ち合わせていないため、上記のような記載になっているとのことであった。

ク 上記キ、造成年代の記載が定型的であること及び処分庁が造成年代の情報を持ち合わせていないことを鑑みると、一覧表2の番号1から番号185までは、条例第7条第1号、第3号及び第6号のいずれにも該当しないため、これらの造成年代は公開すべきであると判断する。

ケ なお、上記6(4)ウ及びカについて、処分庁は、同条第6号該当性以外にも同条第1号又は第3号該当性を主張するが、いずれも第6号に該当することから、それらの該当性の検討までは要しないことを申し添える。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年	7月 3日	諮問
	8月 2日	諮問庁からの弁明書の提出
令和7年	2月21日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第10回会議）
	3月25日	審議（令和6年度第11回会議）
	4月21日	審議（令和7年度第1回会議）
	5月26日	審議（令和7年度第2回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）